

観光統計強化事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

観光統計強化事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日

3 業務の目的

観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準（平成21年12月策定）」、「観光入込客統計に関する共通基準 調査要領（平成21年12月策定）」に基づき調査を実施し、他県と比較可能な観光入込客数及び観光消費額等を調査するとともに、観光客の旅行動向などを補完的に調査することで、本県の観光の実態を的確に把握する。

4 委託業務内容

(1) 山形県観光者数調査の集計

- ・各総合支庁からの山形県観光者数調査の結果を集計すること。なお、観光地点ごと、月別に県内・県外観光者等の延べ人数をとりまとめること。

※令和8年1－3月分……6月集計

令和7年度年間値……6月集計（集計のための過年度分のデータは県で提供）

令和8年4－6月分……9月集計

7－9月分……11月集計

10－12月分……2月集計

(2) 観光地点パラメータ調査の実施

①調査の実施

- ・円滑に調査を実施するため、調査実施に向けたスケジュール、調査員配置計画、調査位置図などをとりまとめた調査実施計画を作成すること。
- ・調査員が調査地点に出向き、別添3「観光地点パラメータ調査票」により、観光客に対する聞き取り調査を行う。
 - ※外国人への対応が可能な調査員（外国人と外国語で意思疎通ができる調査員）を5名以上配置すること。配置地点は、県と調整のうえ決定する。
 - ※外国人への対応が可能な調査員（外国人と外国語で意思疎通ができる調査員）を配置していない地点においても、状況に応じて外国人への調査を行うことができるよう、調査依頼を行うフリップや外国語に翻訳した調査票（英語・中国語（簡体字、繁体字））を用意するなど、外国人への対応が可能な体制を確保すること。
 - ※調査票の印刷経費や調査員の移動等の調査実施に係る経費は受託業者の負担による。
 - ※調査票の内容については、県と受託業者との調整により、変更となる場合がある。
 - ※日本語のパラメータ調査票を英語・中国語（簡体字、繁体字）等への翻訳を行うこと。
 - ※回答率を高めるために協力依頼のポップ作成及び粗品の配布を行うこと。
- ・調査地点数（11地点）
 - 村山地域「山形県観光物産会館」、「山寺」、「チェリーランドさがえ」、「銀山温泉」、「蔵王温泉」
 - 最上地域「最上川舟下り（最上川舟番所）」
 - 置賜地域「道の駅米沢」、「めざみの里観光物産館」
 - 庄内地域「庄内観光物産館」、「酒田夢の倶楽」、「加茂水族館」
- ・調査時期：年4回（各四半期に含まれる土曜日又は日曜日で実施することを基本とする。原則同一週だが、人員不足等やむを得ない場合は2週にわたって実施することも可能。）

- ・調査サンプル数：1回の調査で3,300サンプル以上（同行者を含む）を目標とする。
 - ※1地点300サンプル以上を確保
 - ※なお、天候不順や交通機関の遮断等、目標サンプル数の確保に著しい障害が生じた場合は、県と協議のうえ、追加調査を行うこと。また、追加調査の実施においても調査票の印刷経費や調査員の移動等の調査実施に係る経費は受託業者の負担を基本とするが、詳細は協議のうえ決定するものとする。

○調査内容

- ・観光客の属性別比率
- ・平均訪問地点等
- ・消費額単価（交通費、宿泊費、土産代、飲食費、入場料、その他、パック料金等）
- ・観光客の旅行動向（旅行ルート、交通手段、同行者など）
- ・観光地を選んだ際の情報源
- ・山形県及び調査地点の観光に対する評価（満足度）
 - ※満足度は、6段階（大変満足～大変不満等）で評価すること。
 - 山形県の満足度の項目は「山形県の総合満足度」、「名所・旧跡等の観光地」、「文化・芸術」、「スポーツ・体験プログラム」、「宿泊施設・温泉」、「食事・酒」及び「土産品」とすること。

②調査結果の集計・分析

- ・調査により得られたデータの集計・分析を行う。
 - ・旅行者全体、国内観光客及び訪日外国人観光客の分析を、回答者の属性（居住地や年齢等）別にそれぞれ分けて行い、動向を把握する。
 - ※調査票項目ごとの県全体の単純集計やクロス集計に加え、旅行者全体、国内観光客及び訪日外国人観光客の周遊ルート分析、その他手法により観光動態を詳細に分析するものとする。
 - ・周遊ルートは、県内の観光地点及び、山形県以外の立ち寄り都道府県を含む全てのパターンについて分析を行うものとする。
 - ・満足度（観光地点パラメータ調査票Q13）については、CS（Customer Satisfaction）ポートフォリオ分析を実施し、全県、県内4地域（村山、最上、置賜、庄内）、居住地（県内、東北の県外、東北以外の県外）、年代（若年層、中年層、高齢層）、性別（男性、女性）、調査期ごとに、総合満足度と個別満足度の関連性や、満足度に影響を与えた事象と改善点等を分析すること。
 - ・その他、各地点のデータ等の報告を求める場合がある。
- ※分析結果については、県ホームページ等で公表を検討。

(3) 観光入込客数（実数）及び観光消費額単価、観光消費額等の推計

- ・パラメータ調査結果と県が実施する観光地点等入込客数調査結果から、観光庁が提供する「統計量推計支援ツール」を活用し、四半期ごとに観光入込客数（実数）及び観光消費額単価、観光消費額を推計する。また、年間の観光消費額単価の内訳も併せて推計すること。
- ・データの推計時期の目安は、以下のとおりとする。
 - ※令和7年10-12月期……7月推計
 - 令和7年 暦年値……7月推計（推計のための過年度分のデータは県で提供）
 - 令和8年 1-3月期……9月推計
 - 4-6月期……12月推計
 - 7-9月期……3月推計

(4) 調査報告書等の作成、提出

下記5の成果品の作成、提出

5 成果品の納入

(1) 成果品

- ① 4 (1) の集計・とりまとめデータ
- ② 4 (2) の四半期別集計表・ローデータ
(令和8年4-6月期、7-9月期、10-12月期、令和9年1-3月期)
※全設問のクロス集計結果(居住地別のクロス集計は必須)
※訪日外国人に限定した全設問のクロス集計結果(居住地別、性別、年代別のクロス集計は必須)
※银山温泉(訪日外国人)に限定した全設問の単純集計結果
- ③ 4 (2) の四半期別報告書
(令和8年4-6月期、7-9月期、10-12月期、令和9年1-3月期)
- ④ 4 (2) の年間集計表・ローデータ
※全設問のクロス集計結果(居住地別、性別、年代別、宿泊形態別、訪問回数別のクロス集計は必須)
※日本人に限定した全設問のクロス集計結果(居住地別、性別、年代別、宿泊形態別、訪問回数別のクロス集計は必須)
※訪日外国人に限定した全設問のクロス集計結果(居住地別、性別、年代別、県内宿泊数別、旅行タイプ別のクロス集計は必須)
※银山温泉(訪日外国人)に限定した全設問のクロス集計結果(四半期別のクロス集計は必須)
- ⑤ 4 (2) の調査地点別集計表
※調査地点ごとのクロス集計結果(四半期別のクロス集計は必須)
- ⑥ 4 (3) の推計データ(暫定値)(令和8年1-3月期、4-6月期、7-9月期)
- ⑦ 4 (3) の推計データ(確定値)(令和7年1-3月期、4-6月期、7-9月期、10-12月期)
- ⑧ 分析結果報告書(④、⑥、⑦を活用し、作成をするもの)
※パラメータ調査の結果については、「全体集計結果パート」及び「日本人集計結果パート」、「訪日外国人集計結果パート」に分けて、全設問のクロス集計結果(クロス集計必須項目は全て掲載)及び周遊分析結果を掲載すること。
- ⑨ 実績報告書(業務実績をまとめたもの)
- ⑩ 業務完了報告書
- ⑪ ①~⑨を格納したCD-ROM又はDVD-ROM

(2) 提出期限

- ①: 4 (1) に定める集計月の末日
- ②、③: 各期のパラメータ調査終了後、概ね2か月以内。
- ⑥、⑦: 観光庁からのデータ提供後、随時提出すること。提出期限については、県と協議のうえ決定。
- ④、⑤、⑧~⑪: 事業完了時(令和9年3月31日(水))

(3) 納入方法

- ①~⑨: 電子データ(電子メールでの提出を可とする。)
- ⑧~⑩: 紙媒体 各2部(⑧、⑨は電子データ、紙媒体両方での提出となる)
- ⑪: CD-ROM又はDVD-ROM 2枚

6 情報セキュリティ

- 業務従事者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、県に明示しなければならない。
- 業務従事者に対する情報セキュリティ教育を実施しなければならない。
- 業務終了時に情報資産の返還、廃棄等を適切に行うこと。
- インシデント等の緊急時において報告を行わなければならない。
- 県が情報セキュリティに関する監査・検査を行うときは受入れなければならない。
- 情報セキュリティインシデント発生時の県による公表に対しては同意しなければならない。

7 留意事項

- 本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- 受託者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または、開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- 受託者は、本業務（再委託した場合も含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。
- 受託者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令を遵守すること。
- 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は県と協議の上、決定する。